

眞能力のなさか？
放射能
ダーダー漏れ！
ルも漏水。
に続き。地下プー
7ヶ所30時間停止
3時間。先月、
おそまつ東電
またも冷却停止
それを読むに
分かります。案を
読むは危ないが
でも、どこが
読めばいいの？

アベ内閣は
してもアブない

憲法を「改悪」
しようとする



PEACE石川

NO42 2013.4

発行 石川県平和運動センター
金沢市西念3-3-5 Tel 076-233-2170
ホームページhttp://i-peace-ishikawa.com/

反戦・平和、人権
環境の火を消すな

憲法96条では、衆参両院で国会議員三分の二の賛成で「改正」発議ができる。その後、国民投票を実施し、過半数の賛成で成立。

これを二分の一に緩和＝憲法「改悪」の突破口！

<自民党改憲草案>

<前文>

「日本国は・・・天皇」
<第一条 天皇>

「天皇は、日本国の元首であり・・・」＝

・天皇を戴く国家

であって」＝

国民主権の否定

これも国民主権の否定！

<第九条 安全保障>

「日本国民は・・・

戦争を放棄し、
自衛権の発動

「(前項は)

を妨げるものではない。」

＝戦争放棄から戦争をする国へ

昨年4月28日、自民党は第二次改憲草案を発表した。

「復古調の改憲案」と報道されているその内容は、看過できないものとなっている。

その内容を一緒に見ていきましょう。

前文

天皇を戴く国家で、国民は気概を持って国を守る

まず「前文」です。

ここでは、「日本国は・・・天皇を戴く国家であつて、国民主権の下・・・」のくだりが問題です。

国民主権であるかのような記述を残しつつ、**天皇を戴く国家**であり、その下に**国民主権**となっています。天皇主権、元首化を正当化しようとしています。

次に、中程に「日本国民は、**国と郷土を誇りと気概を持って自ら守り**、基本的人権を尊重するとともに、**和を尊び・・・**」となっており、改憲草案の**核心部分**です。

ここは、戦前の「命を懸けて**国家を守る**」国民であれ！その国民には基本的人権を認めるという構造になっている。

このことから前文は、天皇の下、国民は国家を守るために精進せよというような、現行憲法の平和主義とは似て非なるものになっている。

このような考え方に基ついて戦争に突き進み、破産したのが過去の「日本」であり「国民」であつたのではありませんか！

それを「再興」するの？

第一章 天皇

第一条

天皇は日本国の元首

次に「第一章」を見てみましょう。

ここでは天皇のことを記述しており、現行憲法ではいわゆる「象徴天皇」の章です。

ところが、「改正草案」では、「**天皇は、日本国の元首であり、日本国及び日本国民統合の象徴であつて・・・**」と規定されています。

国民が「戴く」天皇は「元

首」である、という展開は極めて危うい記述です。国を統治し、軍隊を指揮し、行政権を掌握する危険性はないのでしょうか。※ここでは辞書から引いた、**元首【げんしゅ】**とは何か、の紹介にとどめます。

国の首長。国内的には統治権、少なくとも行政権を掌握し、対外的には国を代表する権能をもつ。

通常、条約締結、外交使節の任命、軍隊の統帥などの権能をもつ。外国滞留中は外交特権をもつ。



市内を闊歩する陸上自衛隊（他県）

第二章 安全保障

第九条一項

戦争を放棄し・・・自衛権の発動は妨げない



最新型イージス艦 強化される自衛隊

さて、最大の問題である第二章第九条を見てみましょう。

第二章は「戦争の放棄」の章であるが、その言葉を削除し、「安全保障」に改変している。

一項は、「**国権の発動としての戦争を放棄し**」と、現行憲法の「**戦争放棄**」を残している。

しかし二項をみると、現行憲法では「**陸海空、その他の戦力は保持しない**」「**国の交戦権はこれを認めない**」とあるが、これらを**バツサリ**削除し、「前項の規定は、自衛権の発動を妨げるものではない」として、第一

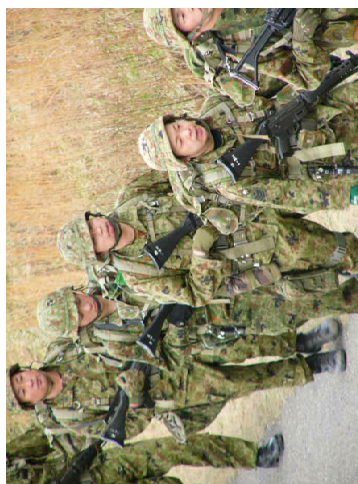
項の戦争放棄を事実上否定し、「**自衛のための戦争**」を遂行できるものになっている。

第九条の二

国防軍を保持する

その「戦争」を行なうため、自衛隊の名称を国防軍に変更している。まさに「**戦争するための軍隊**」への転換です。

一方安倍政権は、「**集団的自衛権の行使**」を解釈で合憲化し、アメリカと共に世界のどこでも「戦争」ができるようにしようともしています。



今年2月 陸自行軍訓練（犀川河畔）
軍靴の音が近づいています。

戦争を阻止する力はインターネットによる労働者民衆の団結

このような「戦争をするための国家」づくりに私たちは反対していかなければなりません。

私たちは、66年前戦争をしないことを憲法で約束した

かつて私たちは、財閥と吊るんだ軍部が「アジアを欧米支配から解放する」という美名に騙されました。そして「大陸支配」の先兵に動員されました。

その結果、沖縄戦、ヒロシマ、ナガサキを含め320万人もの国民が戦禍にのめられました。大陸に侵略した日本軍は、民衆の生命と生活を引き裂き、2000万人とも言われる人々を死に追いやつたのです。

これらの反省が、二度と戦争はしない、戦争のための軍備は持たないと誓つた憲法なのです。

【次号は、国民の権利と公けの利益とは？憲法改定は止むを得ない？などについて。】

＝ 今後の予定 ＝

4月11日（木）オスプレイ配備撤回・低空飛行阻止街頭宣伝（加賀市、小松市、金沢市）

18時 オスプレイ配備撤回・低空飛行阻止沖縄連帯集会 地場産本館第一研修室

4月21日（日）10時

社民党県連定期大会 15時講演 福嶋瑞穂さんと雨宮処凛さん 金沢都ホテル

同日 石川県勤労協連合会定期総会（山代温泉）

5月3日（金・祝）

11時街頭宣伝（エムザ）

12時半 憲法改悪反対集会・デモ 本多の森公園

14時 輝け九条！許すな改憲！ 憲法施行66周年集会 県文教会館

5月16～19日 沖縄平和行進

5月23日（木）13時半金沢地裁

小松基地爆音訴訟公判傍聴行動

5月24日（金）18時15分

原水禁県民会議定期総会 講演

佐野明弘さん（加賀市光蘭坊）

「放射能汚染の実態（仮題）」

近江町交流プラザいちば館4階

5月27日（月）13時志賀原発を廃炉に訴訟第4回口頭弁論

6月2日（日）時間未定 場所未定 憲法改悪反対県民集会

6月13日（木）18時原水禁「非核平和」行進 かはく集会（内灘町）

以降、県内6会場で「非核・平和」行進

7月25日（木）13時

志賀原発を廃炉に訴訟 北陸会館

13時半第5回口頭弁論 金沢地裁

＝ 編集後記 ＝

□この号が職場に届く頃は、清々しい新人組合員も職場に慣れているでしょう。□今回は「憲法」特集です。国民主権、基本的人権、戦争放棄・平和主義は三大原則です。これを根こそぎ否定するのが自民党改憲草案。□いま国会の改憲勢力は、自民党、みんな、維新など衆議院で2／3を占め、参議院もその勢いで制しようとしています。□連合本部は「国の基本政策に対する」態度を変えようとしています。□企業や国に奉仕する、戦前の産業報国会にはいけません。□一方安倍首相は、「7月以降、安全が確認されたものは再稼働させる」と言っています。事故原因も分からないのに。無責任の極みです。 NT